平成２６年（フ）第３０号
山形市大字漆山195番地24
債務者　髙嶋　昌子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１１号
堺市南区庭代台３丁13番１―108号
債務者　笹倉健太郎
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４８号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目３番４号　ベルハイム102
債務者　柳澤　毅
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２号
静岡市葵区北安東１丁目37番６号　コーポ奥田101、旧住所静岡市葵区両替町２丁目５番地の17
債務者　石川　勇
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４号
高知県須崎市大間本町８番13号　嶋崎アパート１号室
債務者　明神　正典
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第３５号
高知県須崎市原町２丁目８番９号
債務者　明神　　啓
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２９号
函館市堀川町12番２号
債務者　吉田　一樹
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
愛知県岡崎市岩津町字東山43番地77　真福寺分譲Ｄ
債務者　小野田恵深
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
大阪市此花区梅香２丁目２番４号301
債務者　名古田真由美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９８号
大阪市西淀川区中島１丁目１番８号　出来島グランドハイツ305号室
債務者　数原　正文
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８４号
大阪市淀川区新北野２丁目４番23―1019号
債務者　鈴木　謙一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０７号
大阪府八尾市東山本新町３丁目４番40―101号
債務者　吉田　賢治
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００４号
大阪市住之江区緑木２丁目２番12―408号
債務者　山本　義徳
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１９号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番１―404号
債務者　宮津いずみ
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９８号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目２番35号　初音荘８号
債務者　祝迫　和信
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１８号
大阪府大東市新町22番806号、前住所大阪市鶴見区横堤３丁目２番18号
債務者　東口　英樹
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７７号
大阪府守口市寺方錦通１丁目11番11―508号
債務者　福本　英雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部